

お客様各位

2020 年 3 月  
香港日本通運  
引越支店

## 弊社引越サービスにおける新型コロナウイルス対応につきまして

(香港政府指定 入境後 経過観察期間中のお客様につきまして)

日頃より 弊社海外・国内引越サービスをご愛顧賜り誠に有り難うございます。

新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を受けて 香港政府は 2020 年 3 月 17 日 すべての国・地域（中国本土、マカオ、台湾を除く）から香港への入境者に対して 14 日間の強制検疫隔離または医学観察を行う旨 発表致しました。

当該政府方針を受けまして、弊社内にて対応如何について協議させて頂きました結果 お客様の経過観察期間中に弊社作業スタッフがお客様のご自宅にて引越作業を実施させて頂くことは、「接触の回避」という本来の目的から逸脱する事となるとの見解により、お客様の経過観察期間中における引越作業については、以下の通り制約を設けさせて頂く事とさせて頂きました。ご理解とご協力賜りますようお願い申し上げます。

### ●対象について

中国本土、マカオ、台湾を除くすべての国・地域よりご入国された経過観察期間中のお客様宅における引越作業

### ●経過観察期間について

香港政府が定める経過観察期間

### ●お引越作業の実施について

基本的には経過観察期間終了後の作業の実施とさせていただきます。

経過観察の対象ではないご家族様等がご本人様に代わってお立ち会い頂ける場合は、経過観察期間に関わらず作業を実施させていただきます。

玄関先でお渡し可能な少量のお荷物（5 箱以内の航空便）につきましては、戸口渡しを条件とし作業（配達）を実施させていただきます。

以上